

## 山江村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年12月9日（火）午前8時57分から午前9時44分
2. 開催場所 山江村役場 2階大会議室
3. 出席委員（13名）

|      |    |
|------|----|
| 農業委員 | 7名 |
| 推進委員 | 6名 |
4. 欠席委員（2名）

|      |    |
|------|----|
| 農業委員 | 1名 |
| 推進委員 | 1名 |
5. 議事日程
  - 日程1 開会（事務局長）
  - 日程2 会長挨拶（会長）
  - 日程3 諸般事情報告
  - 日程4 議事録署名委員の指名について
  - 日程5 議第46号農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の解約の承認について
  - 日程6 議第47号農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の解約の承認について
  - 日程7 議第48号農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の解約の承認について
  - 日程8 議第49号農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の解約の承認について
  - 日程9 議第50号農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の解約の承認について
  - 日程10 議第51号農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の解約の承認について
  - 日程11 議第52号農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の解約の承認について
  - 日程12 議第53号山江村農用地利用集積等促進計画（第10次）に対する意見決定について
  - 日程13 その他
  - 日程14 今後の行事
  - 日程15 閉会（会長）
6. 農業委員会事務局職員  
事務局長

## 7. 会議の概要

|      |   |
|------|---|
| 事務局長 | <p>それではご起立お願いします。一同礼。ご着席ください。</p> <p>山江村農業委員会における農業委員の総数は8名で、本日の出席委員は7名であります。山江村農業委員会総会規則第8条の定足数に達しておりますので、総会の成立を宣言いたします。それでは只今より令和7年12月期の農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>日程2「会長挨拶」会長がご挨拶を申し上げます。</p>   |
| 会長   | (会長挨拶)  |
| 事務局長 | <p>次に日程3「諸般事情報告」となっております。農業委員、農地利用最適化推進委員におかれましては、何かございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>  |
| 事務局長 | <p>なければ次にいきたいと思います。</p> <p>日程4「議事」に入ります。日程4以降につきましては、会長にて議事進行をお願いいたします。</p>   |
| 議長   | <p>はい、これより議事に入ります。まず、日程4「議事録署名委員の指名について」山江村農業委員会総会規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長が会議において指名することとなっております。私から指名をさせていただきます。今回の議事録署名委員は6番農業委員、7番農業委員にお願いいたします。</p>   |
| 議長   | <p>次に日程5、議第46号「農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の解約の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。</p>   |
| 事務局長 | <p>それでは、議第46号についてご説明いたします。総会資料の1ページをお開きください。議第46号「農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の解約の承認について」農地法第18条第6項及び同法施行規則第66条の1項の規定により、別紙のとおり賃貸借の合意解約通知があつたので承認を求める。令和7年12月9日提出、山江村農業委員会会長。</p> <p>2ページから3ページまでが解約通知書と合意解約書等の写しです。(申請内容について説明)解約の目的につきましては、耕作不便によるものであります。以上でございます。</p> |

|        |  |
|--------|--|
| 議長     | はい。それでは、事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。                                |
| 6番農業委員 | はい。  |
| 議長     | はい。6番農業委員。   |
| 6番農業委員 | 解約後の予定というか、その後というのは何があるんでしょうか。   |
| 議長     | 局長、お願いします。   |
| 事務局長   | はい。この後は6件ほど合意解約がありますが、そちらにつきましては全てですね、次の予定者は決まってないという状況でございます。                       |
| 6番農業委員 | はい、分かりました。   |
| 議長     | 他にございませんか。   |
|        | (なしの声)   |
| 議長     | 推進委員の方からの質疑・意見ございませんか。   |
|        | (なしの声)   |
| 議長     | 再度、農業委員の方、質疑・意見等ございませんか。   |
|        | (なしの声)   |
| 議長     | はい、質疑・意見等ないようですので、それでは採決をいたします。議第46号「農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の解約について」異議がない方は挙手をお願いいたします。 |
|        | (全員挙手)   |
| 議長     | はい。全員挙手により、議第46号は原案のとおり承認いたします。  |
| 議長     | 次に日程6、議第47号「農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の解約の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説                      |

明をお願いいたします。

事務局長

それでは、議第47号についてご説明いたします。総会資料の5ページをお開きください。議第47号「農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の解約の承認について」農地法第18条第6項及び同法施行規則第66条の1項の規定により、別紙のとおり賃貸借の合意解約通知があつたので承認を求める。令和7年12月9日提出、山江村農業委員会会長。

6ページから7ページまでが解約通知書と合意解約書等の写しです。(申請内容について説明)。解約の目的につきましては、貸借人の規模縮小によるものでございます。以上でございます。

議長

はい。それでは、事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長

推進委員の方からの質疑・意見ございませんか。

議長

はい。〇〇推進委員。

〇〇推進委員

今後の土地というか、農地の利用というか、貸し手に戻ると思うんですけど、その後、荒れていく可能性があると思うんですけど、そのあたりは何か聞いておられますか。

事務局長

公社に預けてる分は、一回公社に預けて、直接されているところは本人さんに返ると思うんですけども、農政の担当の方と、皆さんの方からもですね、貸借人を、借りられる方を新規で見つけていただければなと思っております。農政サイドとうちの方もいろいろお話を聞いたらですね斡旋するようにしたいと思っておりますので、ご協力をお願いしたいと思っています。

〇〇推進委員

ありがとうございました。

議長

よろしいですか。

議長

はい。2番農業委員。

2番農業委員

ここはですね、イノシシがいっぱい来てですね、ものすごく荒らすん

ですよ。だけん電柵とか防護ネットとか対策をしていただければと。その方向で検討していただければと思います。よろしくお願ひします。

議長

はい。分かりました。他にございませんか。

(なしの声)

議長

はい、それでは、ないようですので採決をいたします。

議第47号「農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の解約について」異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により、議第47号は原案のとおり承認いたします。

議長

次に日程7、議第48号「農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の解約の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長

それでは、議第48号についてご説明いたします。総会資料の9ページをお開きください。議第48号「農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の解約の承認について」農地法第18条第6項及び同法施行規則第66条の1項の規定により、別紙のとおり賃貸借の合意解約通知があつたので承認を求める。令和7年12月9日提出、山江村農業委員会会長。

10ページから11ページまでが解約通知書と合意解約書等の写しでございます。(申請内容について説明)。解約の目的につきましては、耕作不便によるものであります。以上でございます。

議長

はい。それでは、事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

4番農業委員

はい。

議長

はい。4番農業委員。

4番農業委員

現況は誰も耕作はしていない状況ですか。

事務局長

はい。今は誰も耕作はしていない状況ですね。

|        |  |
|--------|--|
| 4番農業委員 | 栗か何かは植えてある。  |
| 事務局長   | 栗は植えてあるんですが、それと、この案件につきましては、本人さんは売りたい意向の方が強くて、今、企画の方でですね空き家対策のバンクがありますけど、そちらにも登録されています。土地と一緒にですね。家込みで売り払いたいということで動いてらっしゃいます。 |
| 議長     | よろしいですか。   |
| 4番農業委員 | はい。  |
| 議長     | 他にございませんか。   |
| 議長     | はい。〇〇推進委員。   |
| 〇〇推進委員 | 家も。  |
| 事務局長   | はい。本人さん、他方に引っ越しされてますので家も一緒にということです。  |
| 〇〇推進委員 | 空き家になってるんですか。  |
| 事務局長   | はい。空き家になっていると思います。   |
| 議長     | 他にございませんか。   |
|        | (なしの声)   |
| 議長     | はい、ないようですので、それでは採決をいたします。<br>議第48号「農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の解約について」異議がない方は挙手をお願いいたします。   |
|        | (全員挙手)   |
| 議長     | はい。全員挙手により、議第48号は原案のとおり承認いたします。  |
| 議長     | 次に日程8、議第49号「農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の解約の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説  |

明をお願いいたします。

事務局長

それでは、議第49号についてご説明いたします。総会資料の13ページをお開きください。議第49号「農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の解約の承認について」農地法第18条第6項及び同法施行規則第66条の1項の規定により、別紙のとおり賃貸借の合意解約通知があったので承認を求める。令和7年12月9日提出、山江村農業委員会会長。

14ページから15ページまでが解約通知書と合意解約書等の写しです。(申請内容について説明)。解約の目的につきましては、耕作不便によるものであります。以上でございます。

議長

はい。それでは、事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長

推進委員の方からの質疑・意見ございませんか。

(なしの声)

議長

再度、農業委員の方、質疑・意見ございませんか。

(なしの声)

議長

はい、質疑・意見等ないようですので、採決をいたします。議第49号「農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の解約について」異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により、議第49号は原案のとおり承認いたします。

議長

次に日程9、議第50号「農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の解約の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長

それでは、議第50号についてご説明いたします。総会資料の17ページをお開きください。議第50号「農地法第18条第6項の規定によ

る賃貸借等の解約の承認について」農地法第18条第6項及び同法施行規則第66条の1項の規定により、別紙のとおり賃貸借の合意解約通知があつたので承認を求める。令和7年12月9日提出、山江村農業委員会会長。

18ページから19ページまでが解約通知書と合意解約書等の写しです。(申請内容について説明)。解約の目的につきましては、耕作不便によるものであります。以上でございます。

議長

はい。それでは、事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長

推進委員の方からの質疑・意見ございませんか。

(なしの声)

議長

再度、農業委員の方、質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

はい、質疑・意見ないようですので、それでは採決をいたします。議第50号「農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の解約について」異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により、議第50号は原案のとおり承認いたします。

議長

次に日程10、議第51号「農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の解約の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長

それでは、議第51号についてご説明いたします。総会資料の21ページをご覧ください。議第51号「農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の解約の承認について」農地法第18条第6項及び同法施行規則第66条の1項の規定により、別紙のとおり賃貸借の合意解約通知があつたので承認を求める。令和7年12月9日提出、山江村農業委員会会長。

22ページから23ページまでが解約通知書と合意解約書等の写しです。(申請内容について説明)。解約の目的につきましては、貸借人の規模縮小によるものであります。以上でございます。

議長

はい。それでは、事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長

推進委員の方からの質疑・意見ございませんか。

(なしの声)

議長

再度、農業委員の方、質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

はい、質疑・意見ないようですので、それでは採決をいたします。議第51号「農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の解約について」異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により、議第51号は原案のとおり承認いたします。

議長

次に日程11、議第52号「農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の解約の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長

それでは、議第52号についてご説明いたします。総会資料の25ページをお開きください。議第52号「農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の解約の承認について」農地法第18条第6項及び同法施行規則第66条の1項の規定により、別紙のとおり賃貸借の合意解約通知があったので承認を求める。令和7年12月9日提出、山江村農業委員会会長。

26ページから27ページまでが解約通知書と合意解約書等の写しです。(申請内容について説明)。解約の目的につきましては、耕作不便によるものであります。以上でございます。

|      |  |
|------|--|
| 議長   | はい。それでは、事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。  |
|      | (なしの声)   |
| 議長   | 推進委員の方からの質疑・意見ございませんか。   |
|      | (なしの声)   |
| 議長   | 再度、農業委員の方、質疑・意見ございませんか。  |
|      | (なしの声)   |
| 議長   | はい、質疑・意見がないようですので、それでは採決をいたします。議第52号「農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の解約について」異議がない方は挙手をお願いいたします。   |
|      | (全員挙手)   |
| 議長   | はい。全員挙手により、議第52号は原案のとおり承認いたします。  |
| 議長   | 次に日程12、議第53号「山江村農用地利用集積等促進計画（第10次）に対する意見決定について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。   |
| 事務局長 | それでは、議第53号についてご説明いたします。総会資料の29ページをご覧ください。議第53号「山江村農用地利用集積等促進計画（第10次）に対する意見決定について」令和7年山江村農用地利用集積等促進計画（第10次）を定めることについて、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、山江村長から意見を求められたので、この計画について可否を求める。令和7年12月9日提出、山江村農業委員会会長。30ページから31ページが意見書の写し、32ページが総括表となっております。33ページの利用権の設定等状況一覧表をご覧ください。利用権設定が記載されておりますが、農地中間管理事業を利用しておなり、左から使用貸借権、賃借権の区分、貸し手、借り手の氏名が記載されています。貸し手と公社、公社と借り手はいずれも10年の契約となっております。借り手の経営面積は記載のとおりです。 |
|      | 次に34ページから35ページの農地利用集積計画書をご覧ください。   |

今回の利用権を設定する土地の地目、面積等が記載されています。なお、案件は新規設定2件で、総面積は14,426m<sup>2</sup>でございます。  
それでは、賃借権の新規設定1件4筆分についてご説明いたします。  
36ページ並びに37ページをご覧ください。(申請内容について説明)。  
38ページから40ページまでに地籍図と現況写真を、41ページに調査書を添付しております。現地調査につきましては、担当農業委員と担当推進委員とともに、12月3日に行っております。以上でございます。

議長

はい。それでは、事務局の説明が終りましたので、2番農業委員から説明をお願いいたします。

2番農業委員

はい。それでは説明いたします。12月3日午前9時より、現地調査を行っております。立会人として、事務局長、担当推進委員、それと私の3名で行っております。(場所について説明)。ほとんど栗の栽培をしており、その中にあるわけでございますけれども、現状としましては、約10年以上経ってる老木でございます。それが2ヶ所あるわけでございますけれども、ほとんど同じようなものでした。その為に借地価格も安くなってるんじゃないかと私は思いました。以上、審議の程よろしくお願いいたします。以上でございます。

議長

続きまして、同様に確認を行いました担当推進委員から何かありませんでしょうか。

担当推進委員

特にありません。

議長

はい、それでは、担当委員の説明が終りましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長

推進委員の方からの質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

再度、農業委員の方、質疑・意見ございませんか。

(なしの声)

議長

はい。質疑・意見がないようですので、それでは、採決をいたします。新規設定1件4筆分について、異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

はい、全員挙手により、新規設定1件4筆分については、原案のとおり決定いたします

議長

続きまして、賃借権の新規設定1件3筆分について事務局の説明をお願いいたします。

事務局長

それでは、賃借権の新規設定1件3筆分についてご説明いたします。賃借権の新規設定に係る案件でございます。

42ページ並びに43ページをご覧ください。

(申請内容について説明)。44ページから45ページまでに地籍図、現況写真を、46ページに調査書を添付しております。現地調査につきましては、借り手の方と担当の会長と担当推進委員とともに、12月3日に行っております。なお、貸し手の方には電話により確認をしております。以上でございます。

議長

はい。それでは、事務局の説明が終りましたので、私から補足説明をいたします。

12月3日9時20分頃より、貸し手の方は欠席でしたが、借り手の方、担当推進委員、事務局長、私の4人で確認を行いました。(場所について説明)。この土地につきましては、以前は別の所有者と約5年前に相対で、そして2年前くらいに中間管理機構を通して契約をしておりました。今回、出し手の方の名義が変わったということで、再度契約に至ったということであります。ここには栗とか梅とか植えてあります。まだ植えてないところがありますが、今後、貸主の意向を聞いて植栽をしていきたいということです。そして、草刈り等もして綺麗に管理をされております。問題はないかとおもいますが、皆様の審議をよろしくお願ひいたします。

議長

それでは、担当委員の説明が終りましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長

推進委員の方からの質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

再度、農業委員の方、質疑・意見ございませんか。

(なしの声)

議長

はい。質疑・意見がないようですので、それでは、採決をいたします。  
新規設定 1 件 3 筆分について、異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

はい、全員挙手により、新規設定 1 件 3 筆分については、原案のとおり  
決定いたします

議長

次に日程 1 3 「その他」となっております。事務局より報告及び連絡を  
お願いします。

事務局長

「その他」について説明。

- 利用状況調査提出について（お礼）
- 活動記録表の徹底について（再度徹底）
- 山江村農業委員会自主研修について（お礼・清算報告）
- 2026年農業委員手帳の配布について（報酬から差引き）
- 「九州地域認定農業者サミット in くまもと」について
- 令和8年度農業委員会総会日程（案）について
- 農地買い手の情報提供
- 議事録について（署名願い）
- PR活動（すきこみ：会長職務代理者にて行う）

議長

他にありませんか。

議長

それでは次に、日程 1 4 「今後の行事」に移ります。事務局より説明を  
お願いいたします。

事務局長

今後の行事について説明。

議長

それでは、日程 1 5 「閉会」に移ります。

以上をもちまして、農業委員会 12 月期総会を閉会いたします。どうも  
お疲れ様でした。

令和 7 年 12 月 9 日 (火) 午前 9 時 44 分 終了

議長 \_\_\_\_\_

委員 \_\_\_\_\_

委員 \_\_\_\_\_